

第二百八回国会衆議院において採択

された請願の処理経過



第二百八回国会において、衆議院で採択され、内閣に送付を受けた請願は、内閣においてそれぞれの請願の関係府省に送付し、関係府省からその処理案を内閣に提出し、これを閣議に付して決定することとした。その結果処理案を決定したものは、左記のとおりである。

右の処理要領を収録すれば、別紙のとおりである。

## 記

内閣受理件数

処理案決定件数

第二百八回国会

五一三件

五一三件



# 所管府省別目次

(第二百八回国会請願)

一、法務省	一
一、厚生労働省	三

ページ



件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
裁判所の人的・物的充実に関する請願 (第一八一〇号) 同(第一八一一号) 同(第一九〇七号) 同(第一九〇八号) 同(第一九九六号) 同(第一九九七号) 同(第一九九八号) 同(第一九九九号) 同(第二〇〇〇号) 同(第二〇〇一号) 同(第二一四五号) 同(第二一四六号) 同(第二一四七号) 同(第二二六三号) 同(第二二六四号) 同(第二二六五号) 同(第二四三四号) 同(第二四三五号)	法務省	<p>裁判所においては、裁判事務の合理化や人員配置の見直し等を図ってきたほか、裁判官、裁判所書記官等の増員や、施設の充実に努めてきたところであり、今後も、政府における総人件費改革の趣旨を踏まえつつも、裁判所の特質等を勘案し、司法に対する国民の期待に応えるべく適正な措置を講ずるよう努力がされるものと考えている。</p> <p>政府としては、裁判所に本請願の趣旨を伝達するとともに、今後とも、十分に協力してまいりたい。</p>

<p>同(第二五九六号) 同(第二五九七号) 同(第二七二〇号) 同(第二七二一号) 同(第二七二二号) 同(第二八三〇号) 同(第二八三一号)</p>	<p>件名</p>
	<p>主な所管府省</p>
	<p>請願に対する処理要領</p>



<p>件名</p>	<p>全ての世代が将来にわたって信頼できる年金・医療・介護等の社会保障制度の確立等に関する請願（第一六号） 同（第五一号） 同（第二二八号） 同（第二八三号） 同（第六九五号）</p>
<p>主な所管府省</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>一 政府としては、給付と負担のバランスを確保しつつ、若年期、壮年期及び高齢期の全ての世代の方々が安心できる社会保障制度を構築することが必要と考えており、これまでも年金、医療、介護、子ども・子育て支援など、社会保障全般にわたる改革を進めてきた。</p> <p>また、政府においては、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化を達成するため、消費税率の引上げによる増収分を社会保障の充実・安定化に充てるとともに、その重点化・効率化にも取り組んできたところである。</p> <p>さらに、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、社会保障全般の総合的な検討を行うため、令和三年十一月から「全世代型社会保障構築会議」を開催しており、令和四年五月に「議論の中間整理」をとりまとめた。現在、「子ども・子育て支援の充実」、「働き方に中立的な社会保障制度等の構築」、「医療・介護制度の改革」、「地域共生社会づくり（住まいの確保等）」といったテーマを中心に議論を行っており、同会議における議論も踏まえながら、全ての世代の方々が安心できる社会保障制度の構築を進めてまいりたい。</p>

件名	
主な所管府省	
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>二 子育て家庭の孤立感や負担の軽減については、産後ケア事業の法定化や乳児家庭全戸訪問事業の実施、保育の受け皿整備等により、子育て世帯の支援に努めてきたところである。これに加えて、令和四年六月に、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化や事業の拡充等を内容とする児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）が成立したところであり、その円滑な施行に努めてまいりたい。</p> <p>仕事と子育ての両立を支援する環境整備については、令和三年六月に、事業主に対して育児休業を取得しやすい雇用環境の整備並びに妊娠、出産等の申出をした労働者に対する個別の制度周知及び休業の取得の意向確認の措置を義務付けること等を内容とする育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）の改正を行ったところであり、令和四年四月から順次施行されている。引き続き、仕事と子育てを両立できるような職場環境の整備を進めてまいりたい。</p> <p>若者の就労支援については、新規学卒者等の方々に対しては新卒応援ハローワーク、フリーター等の方々に対してはわ</p>

件名	学童保育（放課後児童健全育成事業）の 拡充に関する請願（第五二号） 同（第五九号） 同（第一六四号） 同（第一七六号） 同（第三五四号） 同（第三六九号） 同（第四二五号） 同（第四六九号） 同（第五三二号）	主な所管府省	厚生労働省
請願に対する処理要領	<p>かものハローワーク等において、担当者制による職業相談等、個々のニーズに即したきめ細かな就職支援を実施しており、引き続き、この取組を推進してまいりたい。</p> <p>また、学生の給付型奨学金制度の拡充については、令和二年四月より真に支援が必要な低所得者世帯に対して、授業料等の減免措置と給付型奨学金の支給を併せて行う高等教育の修学支援新制度を開始した。これにより、大幅に支援が拡充したところである。</p> <p>一 放課後児童健全育成事業については、「新・放課後子ども総合プラン」（平成三十年九月十四日公表）に基づき、令和元年度から令和五年度までの五年間で約三十万人分の更なる受け皿整備等を進めることとしている。また、放課後児童健全育成事業の役割の徹底、関係機関との連携強化を含めた育成支援体制の強化、放課後児童支援員の処遇改善等を実施しており、引き続き、本事業の質の向上にも努めてまいりたい。</p> <p>二 放課後児童健全育成事業が着実に実施できるよう、待機児童の状況や地域における人材確保の状況等を注視しながら、施設整備に対する補助や放課後児童支援員の処遇改善等を</p>		

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第五六九号） 同（第六二三号） 同（第六五二号） 同（第七三六号） 同（第八〇〇号） 同（第八〇一号） 同（第八二七号） 同（第八二八号） 同（第九九五号） 同（第一〇〇六号） 同（第一〇二二号） 同（第一〇二三号） 同（第一〇二四号） 同（第一〇三三号） 同（第一〇三四号） 同（第一〇四五号） 同（第一〇四六号） 同（第一〇五八号） 同（第一〇六五号）		行っているところであり、引き続き、必要な支援に努めてまいりたい。

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第一〇六六号） 同（第一〇六七号） 同（第一〇六二号） 同（第一〇三二号） 同（第一〇四号） 同（第一〇五号） 同（第一三一号） 同（第一三二号） 同（第一七三号） 同（第一八五号） 同（第一八六号） 同（第一八七号） 同（第二〇五号） 同（第二〇六号） 同（第二一九号） 同（第三〇八号） 同（第三五七号） 同（第三五八号） 同（第三五九号）		

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第一三七六号） 同（第一四〇七号） 同（第一四四六号） 同（第一四八六号） 同（第一五二五号） 同（第一五二六号） 同（第一六三二号） 同（第一七二九号） 同（第一七三〇号） 同（第一七三一号） 同（第一七三二号） 同（第一八三九号） 同（第一九二三号） 同（第二〇三五号） 同（第二〇三六号） 同（第二〇三七号） 同（第二一七三号） 同（第二一七四号） 同（第二三〇四号）		

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同(第三〇五号) 同(第三〇六号) 同(第三〇七号) 同(第三四五号) 同(第三五六号) 同(第三五七号) 同(第三五八号) 同(第三五九号) 同(第三六〇号) 同(第三六一号) 同(第三六二号) 同(第三六三号) 同(第三六四号) 同(第三六五号) 同(第三六六号) 同(第三六七号) 同(第三六八号) 同(第三六九号) 同(第三七〇号)		

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
<p>同(第二七四四号) 同(第二七四五号) 同(第二八四二号) 同(第二八四三号) 同(第二八四四号)</p> <p>パーキンソン病患者への難病対策の推進に関する請願(第四二三号) 同(第四八一号) 同(第六九九号) 同(第九一四号) 同(第九六六号) 同(第九八五号) 同(第一〇〇七号) 同(第一〇二五号) 同(第一〇三九号) 同(第一〇四七号) 同(第一〇五三号) 同(第一〇五四号)</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>一 パーキンソン病に関する研究については、厚生労働科学研究費補助金難治性疾患政策研究事業において、診断基準や診療ガイドラインの作成及び改訂を行い、その普及を図るとともに、疫学研究や生活の質の調査等を行っている。また、国立研究開発法人日本医療研究開発機構の難治性疾患実用化研究事業においては、病態の解明や治療法の開発を目指す研究を実施している。これらの研究事業について、令和四年度予算においても約百億円を計上しており、引き続き、研究開発を推進してまいりたい。</p> <p>二 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号。以下「難病法」という。)においては、調査研究の推進と医療費助成を一体で進めるといふ難病対策の趣旨を踏まえ、患者数が本邦において一定の人数に達しないこと</p>



件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
<p>同(第一一〇七号) 同(第一一三三号) 同(第一一三四号) 同(第一一五六号) 同(第一二二〇号) 同(第一二四九号) 同(第一九二九号) 同(第一九三〇号) 同(第二三二二号) 同(第二七四九号)</p>		<p>を指定難病の要件の一つとして定めている。</p> <p>指定難病は難病法に基づく医療費助成の対象となるため、厚生科学審議会疾病対策部会指定難病検討委員会(以下「指定難病検討委員会」という。)において、難病法の要件への該当性について、客観的かつ科学的な観点から議論が行われているところ、見直しの検討を行う際には、難病法制定時の衆議院及び参議院厚生労働委員会での附帯決議において、「指定難病の見直しに当たっては、患者数だけでなく、患者の治療状況や指定難病に指定された経緯等も考慮しつつ、慎重に検討すること」とされたことを踏まえ、指定難病検討委員会において慎重に議論が行われる必要があると考えている。</p> <p>三 パーキンソン病の患者については、高額療養費制度により、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないようにするなど、その経済的負担の軽減を図っている。また、特にパーキンソン病の患者を含む難病患者については、難病法に基づく医療費助成制度により、更なる経済的負担の軽減を図っている。</p> <p>特定医療費申請手続については、医療受給者証の指定医療機関の名称の記載方法について、個別の指定医療機関の名称</p>

件名	
主な所管府省	
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>ではなく、「〇〇県の指定医療機関」といった包括的な記載とすること等により、簡素化を図っている。</p> <p>難病患者に対する就労支援については、公共職業安定所において、様々な難病の特性に応じた助言ができる難病患者就職サポートを配置し、個々の特性を踏まえた職業相談等を行っており、福祉サービスの提供については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に基づく障害福祉サービスの活用を可能としている。また、難病相談支援センターが、難病患者就職サポートと連携して、きめ細かな支援を行っていくことが重要であり、引き続き、これらの施策の推進に取り組んでまいりたい。</p> <p>四 パーキンソン病の患者を含めた難病患者が、どこに暮らしていても適切な医療を受けられるよう、疾病の特性に応じて早期に正しい診断がつき、身近な医療機関で治療を続けられる医療提供体制の整備が必要であると考えている。</p> <p>そのため、都道府県が指定する難病診療連携拠点病院や難病診療分野別拠点病院が中心となって、難病医療支援ネットワークと連携しながら、難病患者に対する相談支援や診療連</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第六二二号） 同（第六五六号） 同（第七三八号） 同（第七三九号） 同（第七五九号） 同（第七六〇号） 同（第七六一号） 同（第七六二号） 同（第七六三号） 同（第七六四号） 同（第七六五号） 同（第七六六号）	厚生労働省	<p>携、入院調整等を行う体制の整備に取り組んでおり、令和四年四月一日現在、難病診療連携拠点病院は四十五自治体において八十一医療機関、同日現在の難病診療分野別拠点病院は二十五自治体において七十四医療機関が整備されている。今後ともこうした取組を積極的に進めてまいりたい。</p> <p>一 新型コロナウイルス感染症への対応については、「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」（令和三年十一月十二日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、ワクチン、検査、治療薬等の普及による予防、発見から早期治療までの流れを強化する取組を進めてきたところである。さらに、「withコロナに向けた政策の考え方」（令和四年九月八日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、重症化リスクの高い方を守るとともに、通常医療を確保するため、保健医療体制の強化・重点化を進めている。</p> <p>新型コロナウイルス接種については、接種対象となる全ての方に無料で接種の機会を確保している。令和四年九月二十日より開始したオミクロン株対応ワクチンの接種については、重症化リスクが高い等の理由で、基礎疾患を有する者を</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第七六七号） 同（第七六八号） 同（第七六九号） 同（第七七〇号） 同（第七七一号） 同（第七七二号） 同（第七七三号） 同（第七七四号） 同（第七七五号） 同（第七七六号） 同（第七七七号） 同（第七七八号） 同（第七七九号） 同（第七八〇号） 同（第七八一号） 同（第七八二号） 同（第七八三号） 同（第七八四号） 同（第七八五号）		<p>含む従来ワクチンの四回目接種の対象となっている者であつて、当該接種を未実施であるものから接種を開始している。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の治療薬については、研究開発への支援のほか、治験費用への補助など実用化を加速するための支援を実施している。</p> <p>治療体制の整備に関しては、新型コロナウイルス感染症の経口治療薬について、一部の薬剤においては、一般流通が開始されており、その他の薬剤については、医療機関や薬局の発注に応じた迅速な供給等を可能としている。</p> <p>引き続き、これらの必要な対応を行ってまいりたい。</p> <p>二 厚生労働省では、平成三十年七月に腎疾患対策検討会で取りまとめた「腎疾患対策検討会報告書」に基づき、総合的な腎疾患対策を実施している。</p> <p>報告書では、重症化の徴候がある際に速やかに専門医に紹介し、早期に適切な介入を行うことで重症化を予防できるよう、かかりつけ医から腎臓専門医療機関、糖尿病専門医療機関等への紹介基準を普及すべきであるとされている。また、厚生労働科学研究において、連携の好事例を把握する等しな</p>

<p>件名</p>	<p>同（第七八六号） 同（第七八七号） 同（第七八八号） 同（第七八九号） 同（第七九〇号） 同（第七九一号） 同（第七九二号） 同（第七九三号） 同（第七九四号） 同（第七九五号） 同（第七九六号） 同（第七九七号） 同（第七九八号） 同（第七九九号） 同（第八〇〇号） 同（第八〇一号） 同（第八〇二号） 同（第八〇三号） 同（第八〇四号） 同（第八〇五号） 同（第八〇六号） 同（第八〇七号） 同（第八〇八号） 同（第八〇九号） 同（第八一〇号） 同（第八一一号） 同（第八一二号） 同（第八一三号） 同（第八一四号）</p>
<p>主な所管府省</p>	
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>がらこの紹介基準の関係者への普及に努めているほか、腎臓病の早期発見につながるよう動画等を用いた効果的な普及啓発資材の作成も行っている。令和二年度からは、慢性腎臓病患者に特有の健康課題に適合した多職種連携による生活・食事指導等の実証研究を開始しており、実態調査やエビデンスの収集を進めている。</p> <p>また、令和四年度においても、総合的な腎疾患対策を推進するため、都道府県等における患者等一般向けの講演会等の開催や医療関係者を対象とした研修の実施等に係る補助事業費を計上しており、慢性腎臓病に関する正しい知識の普及や対策に必要な人材育成等を推進するとともに、慢性腎臓病の診療連携体制を構築するためのモデル事業を引き続き実施する。</p> <p>三 介護保険は、要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）により要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）であると認められた介護保険の被保険者に対して、介護サービスに係る保険給付を行うものである。六十五歳以上の者は原因を問わず、四十歳以上六十五歳未満の者は糖尿病性腎症等の加齢に伴って生じる疾病が原因で、要介</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第八一五号） 同（第八一六号） 同（第八一七号） 同（第八一八号） 同（第八一九号） 同（第八二〇号） 同（第八二一号） 同（第八二二号） 同（第八二九号） 同（第八三〇号） 同（第八三一号） 同（第八三二号） 同（第八三三号） 同（第八三四号） 同（第八三五号） 同（第八四一号） 同（第八四二号） 同（第八四三号） 同（第八四四号）		<p> 護状態又は要支援状態になったときに、要介護認定等を受け  ることができ、要介護者等と認められた腎臓病患者は、必要  な介護サービスを受けることが可能である。 </p> <p> 透析が必要な方も含めた、特別養護老人ホームの入所者の  医療ニーズについては、令和三年度老人保健健康増進等事業  において調査研究を実施したところであり、また、令和四年  度においても、透析患者の送迎の実態を含め、特別養護老人  ホームと外部の医療機関との協力・連携体制の現状・課題な  どについて、調査研究を実施している。こうした調査結果等  を踏まえ、特別養護老人ホームにおける医療ニーズへの適切  な対応のあり方について、検討を進めてまいりたい。 </p> <p> なお、いわゆる血液透析や腹膜透析については医療保険の  対象となっており、介護老人福祉施設や介護老人保健施設に  入所している要介護者等についても、透析に係る費用は医療  保険から給付されることとなっている。また、医療保険制度  においては、人工腎臓を実施している慢性腎不全について、  自己負担限度額を軽減し、月額一万円（七十歳未満で、所得  の額が一定以上の者は二万円）としているほか、高額介護合  算療養費制度により、医療保険と介護保険における自己負担 </p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第八四五号） 同（第八四六号） 同（第八四七号） 同（第八四八号） 同（第八四九号） 同（第八五〇号） 同（第八五一号） 同（第八六五号） 同（第八六六号） 同（第八六七号） 同（第八六八号） 同（第八六九号） 同（第八七〇号） 同（第八七七号） 同（第八七八号） 同（第八七九号） 同（第八八〇号） 同（第八八一号） 同（第八九〇号）		<p>額の合計額が高額になる場合に、その負担を軽減する仕組みを構築している。</p> <p>四 地域における移動手段として透析患者が利用できるものの確保については、地域の実情に応じて、地方公共団体等が中心となつて様々な事業が行われているほか、要介護認定等や障害福祉サービスの支給決定を受けた透析患者は、介護保険制度又は障害福祉制度により居宅から医療機関に通院する際の介助等のサービスを受けることが可能である。また、市町村、NPO法人等が自家用車を用いて透析患者等を有償で運送できる福祉有償運送の実施円滑化の取組を推進してまいりたい。</p> <p>五 災害時における人工透析の提供体制については、「厚生労働省防災業務計画」（平成十三年二月十四日厚生労働省発総第十一号）に定めるとともに、東日本大震災の教訓を踏まえ、公益社団法人日本透析医学会災害時情報ネットワークシステムの機能強化に対する補助を行い、災害時の透析患者の受入体制の充実を図ったところである。令和四年三月の地震による災害等においては、同ネットワークシステムを通じ、国、地方公共団体及び公益社団法人日本透析医学会が連携して、人</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第九一〇号） 同（第九二四号） 同（第九二五号） 同（第九二六号） 同（第九二七号） 同（第九三七号） 同（第九三八号） 同（第九三九号） 同（第九四〇号） 同（第九五八号） 同（第九五九号） 同（第九七〇号） 同（第九七一号） 同（第九七二号） 同（第九七三号） 同（第九八六号） 同（第九九一号） 同（第九九八号） 同（第一〇〇九号）		<p>工透析の提供体制の確保に努めたところである。</p> <p>また、腎疾患政策研究事業において、令和二年度から慢性腎臓病患者（透析患者等を含む。）に特有の健康課題に適合した災害時診療体制の確保に資する研究を開始しており、広域における災害の対応や、災害発生時の患者のメンタルヘルス等も含めた多角的な検討を行っている。</p> <p>引き続き、地方公共団体及び公益社団法人日本透析医会と連携するとともに、腎疾患政策研究事業を通じて得られた知見を踏まえ、災害時の透析患者の受入体制の整備に取り組んでまいりたい。</p> <p>六 腎臓移植を含めた移植医療の推進については、国民への普及啓発を実施するとともに、令和四年度予算において、臓器提供施設の整備及び連携体制の構築のため、臓器提供に関する情報提示の推進や院内マニュアルの整備等及び臓器提供事例が多い施設が、当該事例が少ない施設に対して行う研修等を支援するための経費を引き続き計上した。</p> <p>また、再生医療については、令和四年度予算において、実用化に近い臨床研究を重点的に支援する経費等を計上し、研究体制の充実を図っている。</p>



件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第一〇一〇号） 同（第一〇一一号） 同（第一〇一二号） 同（第一〇一三号） 同（第一〇二〇号） 同（第一〇三五号） 同（第一〇四〇号） 同（第一〇四八号） 同（第一〇四九号） 同（第一〇五五号） 同（第一〇六八号） 同（第一一一二号） 同（第一一一三号） 同（第一一三六号） 同（第一一三七号） 同（第一一六一号） 同（第一一六二号） 同（第一一七五号） 同（第一一八八号）		再生医療の研究の推進に資するよう、引き続き、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）及び再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）の規定に基づき、制度の円滑な運用に努めてまいりたい。

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同(第一二一一号) 同(第一二一二号) 同(第一二九七号) 同(第一三四二号) 同(第一三七九号) 同(第一五七四号) 同(第一七五六号) 同(第一九四四号) 同(第一九四五号) 同(第二〇五一号) 同(第二〇五二号) 同(第二〇五三号) 同(第二一八二号) 同(第二一八三号) 同(第二一八四号) 同(第二三二九号) 同(第二三三〇号) 同(第二三三一号) 同(第二四七六号)		

<p>件名</p>	<p>同(第二四七七号) 同(第二四七八号) 同(第二四八八号) 同(第二六四九号) 同(第二六五〇号) 同(第二七五九号) 同(第二七六〇号) 同(第二八五一号)</p> <p>難病・長期慢性疾病・小児慢性特定疾病 対策の総合的な推進に関する請願(第一三五〇号)</p> <p>同(第一三五一号) 同(第一三五二号) 同(第一三五三号) 同(第一三五四号) 同(第一三五五号) 同(第一三五六号) 同(第一三八四号)</p>
<p>主な所管府省</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>一 難病の原因究明、治療法の早期開発、診断基準の確立等の難病の研究等の推進については、令和四年度予算において、約百億円を計上しており、厚生労働科学研究費補助金等の難病疾患政策研究事業及び難病の全ゲノム解析等実証事業を行うための経費として約三億円を計上している。引き続き、これらの研究や事業を推進してまいりたい。</p> <p>治療体制の確立については、都道府県において、難病の医療提供体制を整備するための経費について、令和四年度予算において、約六億円を計上しており、令和四年四月一日現在</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第一三八五号） 同（第一三八六号） 同（第一三八七号） 同（第一三八八号） 同（第一三八九号） 同（第一三九〇号） 同（第一三九一号） 同（第一三九二号） 同（第一四二六号） 同（第一四二七号） 同（第一四五六号） 同（第一四五七号） 同（第一四五八号） 同（第一四九八号） 同（第一四九九号） 同（第一五〇〇号） 同（第一五四一号） 同（第一五四二号） 同（第一五八九号）		<p>で、難病診療連携拠点病院は四十五自治体において八十一医療機関、同日現在の難病診療分野別拠点病院は二十五自治体において七十四医療機関が整備されている。引き続き、全ての都道府県で地域の実情に応じた医療提供体制が構築されるよう取り組んでまいりたい。</p> <p>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号。以下「難病法」という。）第五条に基づく指定難病の対象となる疾病については、難病法施行時の百十疾病から、令和三年十一月時点において三百三十八疾病まで拡大したところである。引き続き、当該施策の推進に取り組んでまいりたい。</p> <p>二 難病や長期慢性疾病の患者については、高額療養費制度により、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないようにするなど、その経済的負担の軽減を図っている。また、特に難病患者については、難病法に基づく医療費助成制度により、更なる経済的負担の軽減を図っている。</p> <p>また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二十三号）に基づく障害福祉サービスについては、難病患者等も活用が可能であり、人</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第一五九〇号） 同（第一五九一号） 同（第一五九二号） 同（第一五九三号） 同（第一五九四号） 同（第一五九五号） 同（第一五九六号） 同（第一五九七号） 同（第一五九八号） 同（第一五九九号） 同（第一六〇〇号） 同（第一六〇一号） 同（第一六〇二号） 同（第一六〇三号） 同（第一六六一号） 同（第一六六二号） 同（第一六六三号） 同（第一六六四号） 同（第一六六五号）		<p>材の確保及び研修の充実については、難病患者等に対する相談・支援等を行う難病相談支援センター事業を含む療養生活環境整備事業を難病法に位置付け、取組を推進しているほか、同センターに勤務する職員等を対象とした研修の全国的な実施等に取り組むことで、難病患者等の療養生活の質の維持向上を図っている。さらに、難病に係る医療費助成制度に関して、ポスターの作成、リーフレットの配布、政府広報等を行っているところであり、これらの取組を通して、難病に対する国民の理解が促進されるよう、引き続き、努めてまいりたい。</p> <p>三 難病患者については、高額療養費制度だけでなく、難病法に基づく医療費助成制度により、更なる経済的負担の軽減を図っている。また、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十九条の二に規定する小児慢性特定疾病児童等についても、小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び福祉の向上を図ることを目的とし、児童福祉法に基づく医療費助成制度により、その家庭の更なる経済的負担の軽減を図るとともに、慢性的な疾病を抱える児童及びその家族の負担軽減並びに長期療養をしている児童の自立を図るため、小児慢性特定</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第一六六六号） 同（第一六六七号） 同（第一六六八号） 同（第一六六九号） 同（第一六七〇号） 同（第一六七一号） 同（第一六七二号） 同（第一六七三号） 同（第一六七四号） 同（第一六七五号） 同（第一六七六号） 同（第一六七七号） 同（第一六七八号） 同（第一六七九号） 同（第一七八〇号） 同（第一七八一号） 同（第一七八二号） 同（第一七八三号） 同（第一七八四号）		<p>疾病児童等自立支援事業を実施している。</p> <p>難病の医療提供体制については、「難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針」（平成二十七年厚生労働省告示第三百七十五号）等を踏まえ、都道府県において地域の実情に応じた難病の医療提供体制を構築するに当たって参考とするための「難病の医療提供体制の構築に係る手引き」を示している。これも活用しながら、引き続き、難病の医療提供体制の構築に取り組んでまいりたい。また、児童福祉法第二十一条の五の規定に基づき、「小児慢性特定疾病その他の疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成に係る施策の推進を図るための基本的な方針」（平成二十七年厚生労働省告示第四百三十一号）を策定するとともに、小児から成人への移行期医療支援体制を構築するため、平成二十九年十月に都道府県向けの移行期医療に係るガイドを策定している。さらに、令和四年度予算において、都道府県の移行期医療支援体制を整備するための経費として約三千万円を計上しているほか、移行期医療支援体制に関する実態調査等を行うための経費として約五千万円を計上している。今後も、慢性的な疾病を抱える児童等</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第一七八五号） 同（第一七八六号） 同（第一七八七号） 同（第一七八八号） 同（第一七八九号） 同（第一七九〇号） 同（第一八七九号） 同（第一八八〇号） 同（第一八八一号） 同（第一八八二号） 同（第一八八三号） 同（第一八八四号） 同（第一九五六号） 同（第一九五七号） 同（第一九五八号） 同（第一九五九号） 同（第二〇六六号） 同（第二二〇〇号） 同（第二二〇一号）		<p>の健全な育成に係るこれらの施策を推進してまいりたい。</p> <p>慢性的な疾病を抱える幼児、児童及び生徒に関し、教育基本法（平成十八年法律第二十号）及び障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の趣旨を踏まえ、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じた学びの場を設けるだけでなく、障害のない幼児、児童及び生徒と可能な限り共に過ごすための条件整備を行うなど、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を進めている。具体的には、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和三年法律第八十一号）の趣旨を踏まえ、学校において医療的ケアを行う看護師について、医療的ケア看護職員として学校教育法施行規則に位置付け、自治体等における配置を促進するとともに、その配置に係る財政支援の拡充を図っている。また、学校における医療的ケアの実施体制の充実を図ることを目的とした事業を実施している。さらに、特別な支援を必要とするこどもが就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備を行う自治体を支援している。加えて、高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業を実施している。</p>

件名	主な所管府省		請願に対する処理要領
同(第二二〇二号) 同(第二二〇三号) 同(第二二〇四号) 同(第二二〇五号) 同(第二三四五号) 同(第二三四六号) 同(第二三四七号) 同(第二四九〇号) 同(第二四九一号) 同(第二四九二号) 同(第二六六八号) 同(第二六六九号) 同(第二六七〇号) 同(第二六七一号) 同(第二六七二号) 同(第二六七三号) 同(第二七八〇号) 同(第二七八一号) 同(第二七八二号)		<p>今後も、「児童福祉法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」(平成二十六年五月二十日参議院厚生労働委員会)の趣旨も踏まえつつ、難病や小児慢性特定疾病の児童等に対する医療の一層の充実を図ってまいりたい。</p> <p>四 難病の医療提供体制については、「難病の医療提供体制の構築に係る手引き」等を踏まえ、現在、都道府県において、医療提供体制の整備を進めているところである。専門医療と地域医療の連携については、難病が疑われながらも診断がつかない患者については、患者本人や管内の医療機関からの診療相談に応じる難病診療連携コーディネーターを配置するほか、管内の難病医療に携わる医療従事者に対する研修を実施する難病診療連携拠点病院を整備することでその強化を図っている。</p> <p>医療従事者の需給の見通しや、その確保策、地域偏在対策等について検討するため、平成二十七年十二月より「医療従事者の需給に関する検討会」を開催している。</p> <p>医師の確保については、本検討会に設置された「医師需給分科会」での検討等を踏まえ、これまで医学部定員を臨時的・段階的に増員してきており、毎年約三千五百人から四千人増</p>	



<p>件名</p>	<p>同(第二七八三号) 同(第二七八四号) 同(第二八五九号) 同(第二八六〇号) 同(第二八六一号) 同(第二八六二号) 同(第二八六三号)</p>
<p>主な所管府省</p>	
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>加している一方、今後の医師の増加ペースについては、人口減少に伴い、将来的には供給が需要を上回ると見込まれることも踏まえて検討する必要があるとされた。また、医師の地域・診療科偏在を是正するため、臨床研修や専門研修といった医師養成過程において、都道府県別・診療科別の定員を設定する等、偏在是正の取組を進めるとともに、都道府県において、各地域で必要な医師を確保するための方針・取組等を盛り込んだ「医師確保計画」を策定し、取組を進めているところである。こうした取組を通じて、医師の確保及び偏在対策に取り組んでまいりたい。</p> <p>看護師等の確保については、就業者数が、平成二十二年に約百四十七万人、令和二年に約百七十三万人と増加してきているところである。今後も、医療需要の高まりに対応していくため、就業者数の増加に向け、新規養成と併せて、離職防止や復職支援といった取組を進めてまいりたい。</p> <p>また、地域における看護職員確保等の課題について、都道府県ナースセンター、地方自治体、病院団体等が連携して取り組む「地域に必要な看護職の確保推進事業」に対し支援を行っている。</p>

<p>件名</p>	
<p>主な所管府省</p>	
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>引き続き、医療機関及び医療従事者に対する支援を通じ、地域の医療提供体制の維持・確保に対応してまいりたい。</p> <p>さらに、消費税増収分を活用した地域医療介護総合確保基金（医療分）については、令和四年度予算において、約千二十九億円を計上しており、各都道府県における医療従事者等の確保及び養成に資するため、地域の実情に応じて本基金を活用していただくこととしている。</p> <p>難病患者に対するリハビリテーションについては、訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションについて、特定医療費の支給対象とするとともに、在宅の難病患者の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスの提供に必要な技能を有するホームヘルパーを養成するため、令和四年度予算において、約千万円を計上し、自治体が実施する研修事業に対して補助を実施している。</p> <p>さらに、地域医療介護総合確保基金を活用した質の高い在宅医療の確保や、在宅医療に関する専門知識や経験を豊富に備え、地域で中心となって人材育成事業を支えることのできる高度人材の育成等の取組により、在宅医療の提供体制の充実に取り組んでまいりたい。</p>

<p>件名</p>	
<p>主な所管府省</p>	
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>五 障害者雇用率制度については、事業主が社会的な責任を果たすための前提として、事業主がその対象者を雇用できる一定の環境が整っていることや、対象範囲が明確であり、公正性及び一律性が担保されることが必要であることから、現在、当該制度の対象障害者の範囲は身体障害者、知的障害者及び精神障害者とし、その取扱いに当たっては、原則として、障害者手帳の所持者に限っている。</p> <p>他方、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）における「障害者」は、「心身の機能の障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者」とされており、難病患者の就労支援については、公共職業安定所において、様々な難病の特性に応じた助言ができる難病患者就職サポートセンターを配置し、個々の特性を踏まえた職業相談等を行っている。こうした取組を通じて、引き続き、難病患者の特性に応じたきめ細かな支援を行ってまいりたい。</p> <p>なお、障害者手帳を所持していない難病患者の障害者雇用率制度における取扱いは、本年六月に労働政策審議会障害者雇用分科会でとりまとめられた意見書において、「個人の状</p>

件名	
主な所管府省	
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>況を踏まえることなく、一律に就労困難性があると認めることは難しい」ことを踏まえ、「雇用率制度における対象障害者の範囲に含めることをただちに行うのではなく、手帳を所持していない者に係る就労の困難性の判断の在り方にかかわる調査・研究等を進め、それらの結果等も参考に、引き続きその取扱いを検討することが適当」とされたことから、引き続き、必要な対応を行ってまいりたい。</p> <p>六 難病患者等の療養生活の質の維持向上を図るため、難病患者等に対する必要な情報提供及び地域交流会等の活動に対する支援を行う難病相談支援センター事業を含む療養生活環境整備事業を難病法に位置付け、取組を推進しているほか、各都道府県等に設置された難病相談支援センターの活動を支援するため、同センターに勤務する職員等を対象とした研修の全国的な実施等に取り組んでいる。</p> <p>今後も、同研修事業を行うとともに、難病相談支援センターにおける相談事例等の情報を共有するためのネットワークを活用し、都道府県等と難病相談支援センターとの連携強化及び相互支援に取り組んでまいりたい。</p>

<p>件名</p>	<p>現下の雇用失業情勢を踏まえた労働行政体制の整備を目指すことに関する請願（第一八二六号） 同（第一八二七号） 同（第一九六一号） 同（第二〇八七号） 同（第二〇八八号） 同（第二〇八九号） 同（第二〇九〇号） 同（第二〇九一号） 同（第二三五三号） 同（第二三五四号） 同（第二三五五号） 同（第二三五六号） 同（第二三五七号） 同（第二五〇〇号） 同（第二五〇一号） 同（第二五〇二号） 同（第二五〇三号）</p>
<p>主な所管府省</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>一 政府としては、誰もが生きがいを持ってその能力を最大限発揮することができる社会を創るため、積極的な就労促進、適正な労働条件の確保等に取り組んでいる。</p> <p>働き方改革については、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第七十一号。以下「働き方改革推進法」という。）の円滑な施行等に取り組んでおり、引き続き、「働き方改革実行計画」（平成二十九年三月二十八日働き方改革実現会議決定）に基づき着実に実施してまいりたい。</p> <p>就職氷河期世代への支援については、希望する就職ができずに不本意ながら不安定な仕事に就いていたり、無業の状態にある方々の就労支援を推進するため、公共職業安定所を通じた就職支援、地域若者サポートステーションを通じた職業的自立支援など、政府をあげて取り組んでいるところである。</p> <p>また、同一労働同一賃金については、働き方改革推進法により、パートタイム労働者、有期雇用労働者及び派遣労働者と、通常の労働者との間の不合理な待遇差を解消するための規定の整備等を行っており、令和二年四月から順次施行され</p>

<p>件名</p>	<p>同(第二五〇四号) 同(第二六八〇号) 同(第二六八一号) 同(第二六八二号) 同(第二七九一号) 同(第二七九二号)</p>
<p>主な所管府省</p>	
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>ている。さらに、都道府県労働局が新たに労働基準監督署と連携することにより、同一労働同一賃金の遵守を徹底してまいりたい。</p> <p>新型コロナウイルス感染症への対応として、雇用と暮らしを守るため、雇用調整助成金の特例措置に加え、産業雇用安定助成金により、在籍型出向を活用した雇用維持を支援するとともに、離職を余儀なくされた求職者へのきめ細かな就労支援や、新型コロナウイルス感染症の影響による離職者であつて就労経験のない新たな職業に就くことを希望する方をトライアル雇用する事業主への支援等により、離職者の早期再就職を支援してきたところであり、引き続き、必要な対応に取り組んでまいりたい。</p> <p>さらに、業務により新型コロナウイルスに感染した労働者が迅速に労災保険給付を受けられるよう的確に対応してまいりたい。</p> <p>加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による企業倒産に伴い、賃金の支払を受けられないまま退職を余儀なくされた労働者に対しては、未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運用により、救済を図ってまいりたい。</p>

<p>件名</p>	<p>てんかんのある人とその家族の生活を支える医療、福祉、労働に関する請願（第一九二二号） 同（第二〇九二号） 同（第二〇九三号） 同（第二〇九四号） 同（第二一九号） 同（第二二二〇号） 同（第二三五八号） 同（第二三五九号） 同（第二三六〇号） 同（第二三六一号） 同（第二三六二号） 同（第二三六三号）</p>
<p>主な所管府省</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>一 平成二十七年から実施している「てんかん地域診療連携体制整備事業」において、てんかん患者及びその家族が専門的な治療や相談支援を受けられるよう地域診療連携体制を構築するため、てんかん支援拠点病院の整備を順次進めている。また、令和二年度からは、てんかん全国支援センターにおいて、てんかん患者及びその家族等と関係機関との円滑な連絡・調整を担うてんかん診療支援コーディネーターの認定制度の取組を進めている。引き続き、全国において地域におけるてんかん診療ネットワークの整備を進めてまいりたい。</p> <p>平成二十三年度から平成二十五年までの厚生労働科学研究費補助金による障害者政策総合研究事業（精神障害分野）「てんかんの有病率等に関する疫学研究及び診療実態の分析と治療体制の整備に関する研究」において、インターネット上に、全国の主なてんかん診療施設のリスト等を掲載</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第二三六四号） 同（第二三六五号） 同（第二三六六号） 同（第二三六七号） 同（第二三六八号） 同（第二三六九号） 同（第二三七〇号） 同（第二三七一号） 同（第二三七二号） 同（第二三七三号） 同（第二三七四号） 同（第二三七五号） 同（第二三七六号） 同（第二三七七号） 同（第二三七八号） 同（第二三七九号） 同（第二三八〇号） 同（第二五〇五号） 同（第二五〇六号）		<p>し、地域診療と関連諸学会専門医が連携した「てんかん診療ネットワーク」の基盤を形成している。また、平成二十六年三月に策定した「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」（平成二十六年厚生労働省告示第六十五号。以下「指針」という。）において、専門的な診療を行うことができる体制を整備し、てんかんの診療ネットワークを整備する旨を盛り込み、平成二十七年からは、地域診療連携体制の構築のため、「てんかん地域診療連携体制整備事業」を実施し、全国にてんかん支援拠点病院の整備を進めている。</p> <p>さらに、平成三十年度から開始している各道府県の第七次医療計画では、指針を踏まえて、てんかんを含めた多様な精神疾患等ごとに医療機関の役割分担を整理し、医療機関相互の連携を推進するとともに、患者本位の医療提供を実現していくよう、てんかんに対応できる医療機関を明確化することとしている。</p> <p>また、令和三年度には障害者総合福祉推進事業費補助金による「障害児入所施設におけるてんかん患者の診療体制に関する調査」を実施し、障害児入所施設での実態に関する調査</p>



件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同（第二五〇七号） 同（第二五〇八号） 同（第二五〇九号） 同（第二五一〇号） 同（第二五一一号） 同（第二五一二号） 同（第二五一三号） 同（第二五一四号） 同（第二五一五号） 同（第二五一六号） 同（第二五一七号） 同（第二五一八号） 同（第二五一九号） 同（第二五二〇号） 同（第二五二一号） 同（第二五二二号） 同（第二五二三号） 同（第二五二四号） 同（第二五二五号）		<p>を行い、令和四年度は同補助金により、てんかん地域診療連携体制の好事例について検討することとしており、引き続き、地域におけるてんかんの専門的な診療を行うことができ、体制や医療機関間の連携、てんかんの診療ネットワークの整備を進めてまいりたい。</p> <p>二 難治てんかんに関する研究・開発については、国立研究開発法人日本医療研究開発機構において、難治性疾患実用化研究事業により、令和三年度から「microRNA 病態に基づいたレット症候群の治療薬開発」及び「ドラベ症候群に対する創薬シーズの最適化と動物モデルでのPOC取得」に関する研究を実施する等の取組を行っているところである。引き続き、病態解明や新薬開発に向けた研究の推進など、必要な支援を行うてまいりたい。</p> <p>また、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター（以下「センター」という。）の中長期目標において、難治性・希少性の疾患に関する研究開発及びこれらの業務に密接に関連する医療の提供等について重点的に取り組むよう定めていることを受け、センターの中長期計画においては、重点的に取り組む研究開発として、「難治てんかんなどの難治性・</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
同(第二五二六号) 同(第二五二七号) 同(第二五二八号) 同(第二五二九号) 同(第二五三〇号) 同(第二五三一号) 同(第二五三二号) 同(第二五三三号) 同(第二六八三号) 同(第二六八四号) 同(第二六八五号) 同(第二六八六号) 同(第二六八七号) 同(第二六八八号) 同(第二六八九号) 同(第二六九〇号) 同(第二七九三号) 同(第二七九四号) 同(第二七九五号)		<p>希少性の高い疾患における治療薬の開発並びに標準治療法の確立に向けての研究開発」が挙げられており、難治てんかんに関する複数の研究が行われている。引き続き、難治てんかんの研究を推進するため、センターに対して必要な支援を行ってまいりたい。</p> <p>三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）における「障害支援区分」の認定に関しては、てんかに罹患している者を含む精神障害者の特性に応じて適切に行われるよう、認定業務に携わる者の資質の向上を図る取組等を行っている。</p> <p>また、障害福祉サービスについては、市町村において、サービスの利用に関する具体的な内容や意向を把握した上で、個々の障害者の状況に応じた支給決定を行うこととなっており、引き続き、その周知に努めてまいりたい。</p> <p>てんかんに関する総合的な相談窓口の配置については、てんかんを含む精神医療及び精神保健福祉に関する相談に対応する精神保健福祉センター等で、相談指導を行う際に、必要に応じて関係機関の協力を求めることとしており、引き続き、てんかに罹患している者を含む障害者が地域社会で安</p>

件名	主な所管府省	請願に対する処理要領
<p>同(第二七九六号) 同(第二七九七号) 同(第二七九八号) 同(第二七九九号) 同(第二八〇〇号) 同(第二八〇一号) 同(第二八六六号) 同(第二八六七号) 同(第二八六八号) 同(第二八六九号)</p>		<p>心して暮らすことができる体制の整備に取り組んでまいりたい。</p> <p>四 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)に基づき、平成二十八年四月から、事業主は、雇用の分野における障害者に対する差別が禁止されるとともに、障害者の有する能力の有効な発揮の支障となつてい事情を改善するための措置の実施が義務付けられているほか、障害者に対する差別等が行われている場合、必要に応じて厚生労働大臣から事業主に対し、助言、指導又は勧告を行うことができることとされている。</p> <p>引き続き、同法の周知啓発に努めるとともに、同法の規定に違反する事案が認められる場合には、その是正を図つてまいりたい。</p> <p>さらに、平成三十年四月から、てんかんに罹患している者を含む精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害者が法定雇用率の算定基礎に加わっており、引き続き、公共職業安定所において、障害者がある能力に適合する職業に就けるよう、個々の障害者の特性等に応じた就職支援に努めてまいりたい。</p>

<p>件名</p>	<p>てんかんのある人とその家族の生活を支える啓発に関する請願（第二二九三号） 同（第二二九四号） 同（第二五三六号） 同（第二五三七号） 同（第二六九一号） 同（第二八〇三号）</p>
<p>主な所管府省</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>請願に対する処理要領</p>	<p>政府としては、てんかんに関する正しい知識や理解の普及啓発を推進する観点から、公益社団法人日本てんかん協会及び一般社団法人日本てんかん学会が共催する「世界てんかんの日」記念事業や、同協会及び同学会が定める「てんかん月間」に対して後援しており、また、それらの行事において講演などを行っているところである。</p> <p>このほか、精神保健医療福祉の一環として、てんかんについて施策を講じているところであり、平成十六年九月に策定した「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において掲げた「こころのバリアフリー宣言」や平成二十一年九月に「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」において取りまとめた「精神保健医療福祉の更なる改革に向けて」に基づき、精神障害に関する正しい知識の普及啓発に取り組んでいる。また、平成二十七年からは、「てんかん地域診療連携体制整備事業」において地域の医療従事者等への研修や地域住民等への普及啓発を実施している。</p> <p>上記の取組に加え、平成二十六年三月策定の「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」（平</p>

	件名
	主な所管府省
<p>成二十六年厚生労働省告示第六十五号)において、てんかんに      関する正しい知識や理解の普及啓発を推進する旨が規定され      ていることを踏まえ、「ヘルプマーク」の配布等の各自治体での      取組も参考にしつつ、てんかんに関する正しい知識や理解の普      及啓発を進めてまいりたい。</p>	<p>請願に対する処理要領</p>

